

令和4年5月26日

## 総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年5月26日（木曜日）午後1時27分～午後1時59分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和4年第2回定例会提出予定案件

①青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について

②契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）

③専決処分の承認について

（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

④青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

⑤青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①事故の報告について

②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和4年度分の国民健康保険税の減免について

### ○出席委員

|      |       |    |      |
|------|-------|----|------|
| 委員長  | 大矢保   | 委員 | 山脇智  |
| 副委員長 | 山崎翔一  | 委員 | 木下靖  |
| 委員   | 軽米智雅子 | 委員 | 丸野達夫 |
| 委員   | 万徳なお子 | 委員 | 渋谷勲  |
| 委員   | 秋村光男  |    |      |

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

|             |      |          |      |
|-------------|------|----------|------|
| 総務部長        | 館山新  | 監査委員事務局長 | 太田綾子 |
| 総務部理事       | 佐藤芳之 | 総務部次長    | 工藤拓実 |
| 企画部長        | 織田知裕 | 危機管理監    | 牧野豊  |
| 企画部理事       | 奥崎文昭 | 総務部参事    | 村上靖  |
| 税務部長        | 川村敬貴 | 税務部次長    | 柴田一史 |
| 浪岡振興部長      | 三浦大延 | 総務課長     | 竹内巧  |
| 会計管理者       | 柿崎哲男 | 関係課長等    |      |
| 選挙管理委員会事務局長 | 山谷直大 |          |      |

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 笹 雄 貴

**○大矢保委員長** ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和4年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」の報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 令和4年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

令和4年9月24日に財産区議員の任期満了日を迎えます浅虫財産区議会では、貸付等の収入が少なく、予算規模が減少し、持続的な運営が難しくなっていることなどから慎重に協議を重ね、その結果、財産区議会を廃止し、地方自治法第296条の2第1項の規定に基づく財産区管理会へ移行するとの結論に達したところであります。

このことから、去る令和4年3月2日に開催されました令和4年第1回青森市浅虫財産区議会定例会におきまして、青森市浅虫財産区議会設置条例を廃止する条例を可決し、浅虫財産区議会は、令和4年9月25日をもって廃止することとなりました。

このことを踏まえまして、市では、青森市財産区管理会設置条例の一部を改正し、浅虫財産区管理会を新たに設置し、併せて、浅虫財産区特別会計条例を廃止し、また、管理会を設置する財産区の特別会計について規定しております青森市財産区特別会計条例に浅虫財産区を加えるものであります。

説明は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの説明について、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** ないですか。なければ、これで終了し、次に進みます。

次に、「契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」について報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 令和4年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりです。

工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造）、延床面積1592.35平方メートルの建築一式工事であり、工期につきましては、令和5年10月25日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和4年4月21日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、佐々木・相互特定建設工事共同企業体と7億8100万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、次に進みます。

次に、「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」報告を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 税務部が所管する青森市市税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料の1を御覧ください。

令和4年度税制改正大綱を踏まえ、去る令和4年3月22日に地方税法等の一部を改正する法律案が成立し、同年3月31日に公布されたことから、令和4年4月1日から施行される部分のうち、緊急を要するものについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

当該資料は、専決処分を行った後、去る令和4年4月6日に全議員に配付させていただいたものと同様のものであります。

改めて、専決処分による改正項目について御説明申し上げます。

資料の2、専決処分による条例改正をした項目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係るものであります。

この措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の7割を評価額のめど——なお、商業地等は6割となっております——とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置であります。

令和3年度の条例改正においては、納税者の負担感に配慮する観点から、当該年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講じたところでありましたが、今回、令和4年度の条例改正においては、景気改善に万全を期すため、負担調整措置について、激変緩和の観点から、当該年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行評価額の5%とするものを2.5%とする特別な措置を講ずるものであります。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの説明について、御質疑・御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、次に進みます。

次に、「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。  
税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和4年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目6点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、資料1ページ、2の「(1) 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応」についてであります。

住宅ローン控除は、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置であります。

このたびの改正においては、まず、住宅ローン控除適用期限を令和3年12月31日とされていたものを、令和7年12月31日まで4年延長し、その上で、控除率を住宅ローン年末残高の1%から0.7%に、適用対象者の所得要件をこれまでの3000万円以下から2000万円以下に引き下げることとされたものであります。また、控除期間が、原則10年から、新築住宅の場合は13年に上乘せ措置が講じられたほか、住民税控除限度額が、所得税課税総所得金額等の7%、最高13万6500円から、所得税課税総所得金額等の5%、最高9万7500円に引き下げられたものであります。

なお、今回の措置による個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金により、全額国費で補填されることとなっております。

2点目は、「(2) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し」についてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額を、賦課限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正では、中間所得層の負担に配慮する観点から、基礎課税額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金課税額に係る賦課限度額17万円を合わせた賦課限度額の合計額を99万円から102万円にしようとするものであります。

続いて、資料2ページを御覧ください。

3点目は、「(3) その他の制度改正」の「①上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し」についてであります。

上場株式の配当等の金融所得は、これまで、所得税と市民税において、申告不要、

総合課税または申告分離課税の中から、それぞれ異なる課税方式の選択が可能とされてきておりました。このため、所得税では総合課税を選択し、市民税では申告不要、すなわち源泉徴収を選択することにより、所得税における所得と、市民税における所得が一致せず、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等の算定の基礎となる所得に上場株式等の配当所得が反映されないといった不公平な事例が生ずるということがありました。

このたびの改正は、公平性の観点から、金融所得課税について、所得税と市民税の課税方式を統一し、令和6年度以後の市民税に適用するとされたものであります。

4点目は、「②下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し」についてであります。

下水道除害施設とは、工場やガソリンスタンド等が、下水道施設に害を及ぼすレベルの有害物質を下水道に流す前に除去するため、下水道管理者に届出をして設置するものであります。当該施設に係る固定資産税につきましては、各自治体の条例で課税標準の特例率を決定できる、いわゆる「わがまち特例」が設定されており、本市においても特例率を規定しているところであります。

このたびの改正では、特例率の対象の見直しとして、令和4年4月1日以後に供用開始された公共下水道排水区域において、供用開始前から事業を行う方で、下水道除害施設を設置する方とされたほか、課税標準の特例率の見直しとして、参酌基準が4分の3から5分の4に引上げとなったものであります。この改正を受け、本市が条例で定める特例率を、国の参酌基準と同率の5分の4にしようとするものであります。

なお、御参考までに、本市では、特例率は規定しておりますものの、これまで適用した実績はありません。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

5点目は、「③省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税額の減額措置の対象等の見直し」についてであります。

一定の省エネ改修工事が行われた既存住宅につきましては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1を減額する措置を講じているところであります。

このたびの改正では、減額措置の対象住宅が、平成20年1月1日以前から所在する住宅から、平成26年4月1日以前から所在する住宅に拡大されるとともに、より良質な省エネ改修を支援する観点から、対象となる工事内容に、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器及び太陽熱利用システムの設置を追加しつつ、工事費用が60万円を超えるものに引き上げることとされ、これらの見直しを行った上で、減額措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長することとされたものであります。また、減額措置の対象となる工事内容の追加に伴う語句の改正がありましたことから、条例におきましても、同様の語句の整理をしようとするものであります。

6点目は、「④固定資産課税台帳記載事項証明書等におけるDV被害者等に対する措置」についてであります。

固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び固定資産の価格を明らかにするためのものであり、所有者の氏名、住所等が登録されております。

このたびの改正では、固定資産課税台帳に登録されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、いわゆるDV被害等に遭われている場合には、その方の住所を削除した固定資産課税台帳記載事項証明書を交付できることや、当該台帳を閲覧させることができることとされたところであります。また、DV被害等に遭われている方が、被害に遭っていることを登記所に申し出た場合には、登記所から市にその旨通知されることとなり、当該通知があったときは、市は、固定資産課税台帳記載事項証明書に、登記所から通知される住所に代わる事項を記載しなければならないこととされたものであります。この改正を受け、固定資産課税台帳記載事項の証明に係る手数料等が規定されております青森市手数料条例について、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正項目については以上のとおりですが、これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、条項ずれ等に伴う改正について、所要の整備を行うものであります。

説明は以上です。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありませんか。丸野委員。

**○丸野達夫委員** 上場株式の配当の所得等に係る課税の件なんですが、施行期日が令和6年1月1日からとなっているんですが、その2行下、「令和6年度以後は課税方式が統一される」ということは、令和5年度の分は対象にならないということなんですよ。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 令和5年度の分につきましては、これまで同様、選択が可能というふうになっております。

**○大矢保委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** そうすると、例えば、今の段階で申告分離課税を選択していて、所得税と市民税の収入が合っている場合は、変更になっても手続上は要らないということですよ。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 所得税の場合は、そういう配当に係る所得等を申告することによって控除を受けられますので、申告する方が多いんですけども、市民税にあっては、それを申告しますと、住民税の対象となる所得が増える。これはどういうことになるかということ、結果的に、国民健康保険税ですとか後期高齢者医療保険料の

算定となる所得が増額となるということになりますので、今まで、それが別々な状況になっていましたけれども、それらの不公正感を直すというのが令和6年度から、それまでは現状のままということになります。

〔丸野達夫委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ〕

**○大矢保委員長** 他にありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 省エネ改修の固定資産税のところですけども、割と、工事内容・工事費用のところは、かなり詳しいんですが、これは、申請するときは、伝票でチェックオーケーなんですか。それとも、現場を見たりされているんでしょうか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 高効率空調機ですとか高効率給湯器というふうに規定されておりますけれども、例えば、車ですと、排気量が幾らですとか、燃費がどのようのというのがすぐわかりますけれども、どういうものがこれに該当するかというのは、なかなか、一目では分かりづらいところもありますし、日々その製品の性能も向上していることもありまして、この対象となる申請をいただくときには、改修工事を行った建築士等が、こういう設備を使いましたというふうに証明していただくことになっております。その書類に記載されている機器等がカタログ上該当するかどうかというのを、私どもが、政府のサイト等を見て確認するというふうな作業をして、対象かどうかという判断をすることになります。

以上でございます。

**○大矢保委員長** はい、よろしいですね。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。消防長。

**○佐藤芳之総務部理事** 令和4年第2回市議会定例会に提出を予定しております青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 改正理由」について御説明いたします。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものです。

「2 改正の概要」につきましては、第3条第2項アンダーライン部分のただし書を削除するもので、傷病補償年金や年金である障害補償年金もしくは遺族補償を受ける権利を日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保できることを廃

止するものであります。

「3 施行期日」につきましては、公布の日から施行するものであります。

「4 その他」といたしましては、現在、本市において遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名の計3名が受給しておりますが、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供している方はおりません。

以上でございます。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、次に進みます。

次に、その他の報告であります。初めに、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 昨冬の大雪により発生した事故について御説明申し上げます。資料を御覧ください。

当該事故につきましては、令和4年1月11日、市が普通財産として管理いたします旧選挙機材保管庫——旧滝沢小学校となりますけれども、そちらの屋根からの落雪により、当該施設の隣地住民が所有する物置を破損させたものであります。

現在、相手方と損害賠償等について協議中であり、その協議が整い次第、再度委員の皆様へ御報告申し上げます。

報告は以上となります。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、次に進みます。

次に、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和4年度分の国民健康保険税の減免について」報告を求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和4年度分の国民健康保険税の減免について御報告いたします。

資料を御覧ください。

1の国民健康保険税の減免についての概要ですが、令和4年3月14日付で厚生労働省から、令和4年度における国民健康保険税の減免に対する財政支援の基準について通知がありましたことから、当該通知に示された減免の基準について、本市の要綱で定め、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等に対する国民健康保険税の減免を実施するものであります。

それでは、減免の実施内容等について御説明申し上げます。

まず、「2 減免の基準」を御覧ください。

減免の対象となる世帯及び減免額・割合については、令和3年度と変更はなく、

①、②のいずれかに該当する場となります。

①は、新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険に加入している被保険者

が属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合であり、全額が減免となります。

②は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険に加入している被保険者が属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減収が見込まれる場合であり、いずれかの減少額が前年の10分の3以上であることなど要件がありますが、前年の合計所得に応じて、10分の10から10分の2の割合で減免となります。

続きまして、「3 実施方法」であります。減免の実施に当たっては、令和4年5月1日を施行日とする青森市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和4年度に係る国民健康保険税の減免の取扱いに関する要綱を制定しており、この要綱に基づいて減免を実施するものであります。

続きまして、「4 国の財政支援」を御覧ください。

昨年度は、令和3年3月の通知から2度に渡って財政支援が拡充され、最終的には全額支援となりました。

今年度においては、現在のところ、保険税減免総額が市町村調整対象需要額の占める割合に応じて10分の10から10分の4が国の財政支援の対象とされているものであり、これは、昨年度6月時点での通知内容と同様の内容となっております。

この支援割合につきましては、今後、全国市長会や中核市市長会を通じて、昨年度と同様に、減免額の全額について国の責任で財源補填を行うよう要望してまいりたいと考えております。

最後に、「5 周知方法」についてであります。市ホームページでは既に令和4年5月1日からお知らせを行っており、これに加えて「広報あおもり」の7月1日号に掲載するとともに、令和4年7月13日発送予定の令和4年度国民健康保険税納税通知書に国民健康保険税の減免についてのチラシを同封することとしております。また、令和4年7月14日から同年8月1日までは、国保医療年金課において、アウガ6階に臨時相談窓口を開設して減免申請の受付を実施するほか、納税支援課における納税相談の際にも情報を提供することとしております。

国民健康保険税の減免の実施に当たっては、丁寧な対応に努めるとともに、個々の事情を詳しくお聞きした上で、柔軟かつ適正に対応してまいります。

報告は以上です。

**○大矢保委員長** ただいまの報告について、御質疑・御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** ないようですので、この際、理事者側から報告事項等はありませんか。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 先月の当協議会において万徳委員から御質疑をいただきました。令和3年度の後期高齢者医療保険料における青森市の法定軽減の実績と減免の実績について、事前に、運営主体であります青森県後期高齢者医療広域連合に確

認しておりましたが、数字がないということでお答えできませんでしたが、その後、私どものほうから再度お願いしたところ、青森市に係る実績を集計していただきましたので、この場をお借りして御報告申し上げます。

後期高齢者医療保険に加入している方の数でありますけれども、御案内のとおり、誕生日が来て加入する方、また、亡くなって脱退する方がおまして、昨年度の平均被保険者数は4万2282人でした。このうち、7割軽減の対象となった方が2万2207名、軽減額としては6億9193万560円。5割軽減の対象となった方が5415名、軽減額が1億2021万3000円。2割軽減が4264名、軽減額が3786万4320円。合計で3万1886人、減免の軽減額の合計としては8億4827万880円となっております。7割から2割の軽減を受けた方の率としては、4万2282名に対し、合計で3万1866名と75%に至っております。

そのほか、生活困窮またはコロナによる収入の減少で減免となった件数は17件、減免金額は111万8400円でした。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 万徳委員、何か質疑ありますか。

〔万徳なお子委員「ないです」と呼ぶ〕

**○大矢保委員長** その他、理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 委員の皆さんから、何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。御苦労さまでした。

( 会 議 終 了 )